

令和4年5月26日
国土交通省
不動産・建設経済局建設業課

「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」
の一部改正案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和4年4月15日（金）から令和4年5月14日（土）まで、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」の一部改正案に関する意見の募集を行い、計4件の御意見をいただきました。本改正案に関し寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(別紙)

主なご意見及び国土交通省の考え方

主なご意見（概要）	国土交通省の考え方
「廃棄物混じり盛土の発生防止」には、関与する各関連事業者と管轄する地方公共団体が共通認識の下に、建設業者への事後的対策に加えて、発生の未然防止を目的とした事前手続等による法令遵守の徹底を一体的に行う改正が必要と考える。 また、今般の改正は「廃棄物混じり盛土」の発生防止を目的として「廃棄物混じり盛土」を行った建設業者への処分基準が強化されることになるが、処分基準の改正は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条乃至第29条の罰則規定にも及び、これにより「廃棄物混じり盛土の発生防止」の趣旨から直接導かれることのない罰則についても建設業者への規制強化が及ぶこととなる。不利益処分に関する処分基準の強化については、その趣旨が明示されるなど国民や事業者の理解により適正な運用が確保され実効性を有するものと思料する。	国土交通省においては、盛土による災害の防止に関する検討会提言（令和3年12月24日）も踏まえ、建設現場における廃棄物混じり土の分別促進・適正処理の徹底を図るため、建設現場パトロールの強化を行うほか、建設業者に対して地方公共団体の廃棄物担当部局の担当窓口や廃棄物混じり土の適正処理等について周知徹底を行うこととしております。 また、建設業者により廃棄物の排出抑制、適正な分別及び処分等が行われるためには、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の各規定に基づき適切な対応が図られることが必要であり、同法に基づき廃棄物混じり土の適正処理が行われることで「廃棄物混じり盛土の発生防止」が図られるものと考えております。

※掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。